

意 見 書

東京地方裁判所令和4年（ワ）第528号
自由権規約に基づく損害賠償請求事件

大阪大学 名誉教授

村 上 正 直



自由権規約第9条の解釈について

この意見書は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（以下「自由権規約」又は「規約」ということがある。）第9条に関し、同規約の履行監視機関として設立された人権委員会（規約第28条、以下「規約人権委員会」又は「委員会」ということがある。）の同条の解釈を検討するものである。この意見書は、次の順序で論述を行う。まず、条約解釈の方法を示し（「I. 条約解釈の方法」）、次いで委員会の規約第9条1項及び4項の解釈を示し、その妥当性を検討する（「II. 委員会解釈とその検討」）。最後に、本件に関して若干の検討を行い、結論を示す（「III. 本件に関する若干の件検討」）。

最初に全体の要約を掲げておく。

1. 条約解釈は、「条約法に関するウィーン条約」（以下「条約法条約」という。）第31条及び第32条が定める解釈規則によるべきである（意見書の「I. 条約解釈の方法」）。

2. 規約第9条に関する委員会解釈は、条約及び第9条の趣旨・目的に照らした用語の通常の意味からみて、かつ、国際社会の一般的動向からみて合理的である。また、第9条1項第2文の「恣意的」という文言を広義に解すべきであるとする原告の主張は、以上に加えて、規約の起草過程という解釈の補足的手段によっても確認できる。これに対して、この点に関連する被告の第9条解釈は妥当ではない（II. 委員会解釈とその検討）。

3. 本件における原告らの収容は、規約第9条1項及び同4項に照らして違法であり、逆に、被告のあげる理由には根拠はない。次のようにある。

(1) 本件収容は、原告らの拘禁の必要性を検討していないこと、及び拘禁に代わる代替措置をとるかどうかを検討していないことなどから、恣意的拘禁であり、規約第9条1項に違反する。

(2) 拘禁の定期的再評価及び司法審査については、そもそも、そのような制度が存在せず、日本の法制度は規約第9条1項に適合しない。また、原告らは、収容中に身体的・精神的健康を害しており、医師による診断書も存在している。これらに対して適切に対応をしたということを立証する責任は収容する側、すなわち被告にあり、具体的かつ説得的にその立証責任が果たされているかどうかは疑問である。

(3) 規約第9条4項に関し、被告のあげる人身保護法及び行政事件訴訟法による司法的救済措置は、日本において機能していないか、その要件が厳格にすぎるかのいずれかの理由により、いずれも規約に適合的なものではなく、原告らの収容は第9条4項に違反する（III. 本件に関する検討）。

以下、これらの点に関して述べていくこととする^{*1}。

*1 この意見書は、次のものと重複するところがあり、これらの文献からは、引用箇所を示すことなく引用することがあることをお断りしておく。村上正直「難民認定申請者の収容」浅田正彦編『二一世紀国際法の課題一安藤仁介先生古稀記念』（信山社、2006年）125頁以下、村上正直「入管収容と自由権規約」法律時報92巻2号69頁以下。

I. 条約解釈の方法

1. 条約の解釈は、日本も当事国である条約法条約が定める条約解釈規則によるべきところ、条約法条約は日本について発効した 1981 年 8 月 1 日以降に日本が締結した条約に適用されるため（第 4 条）、この日以前に日本が批准した自由権規約には同条約の適用はない。しかし、欧州人権条約は条約法条約発効以前から、規約人権委員会や人種差別撤廃委員会などはその発足以来、条約法条約が定める解釈規則を適用してきた^{*2}。さらに、国際司法裁判所も条約法条約第 31 条及び第 32 条が定める解釈規則が、概ね慣習国際法を反映したものである旨を判示している^{*3}。

また、自由権規約と条約法条約との関係については、日本の裁判例でも触れるものがある。例えば、大阪高裁 1992 年 3 月 26 日判決^{*4}は次のように述べる。「ウィーン条約（わが国においては、昭和 56 年 8 月 1 日発効）は、国際慣習法規として形成され適用されてきた条約法の諸規則を法的に確認するために法典化されたものであり、条約の解釈についても一般規則及び補助的手段が 31 条ないし 33 条に定式化されている。右条約は 1980 年 1 月 2 日に発効しており、遡及効を持たないためそれ以前に発効した B 規約には形式的には適用がないが、同条約の内容はそれ以前からの国際慣習法を規定しているという意味において、B 規約の解釈においても指針になるものと解される」。また、徳島地裁 1996 年 3 月 15 日判決^{*5}も次のように述べている。「条約の解釈については、昭和 56 年 8 月 1 日発効の条約法に関するウィーン条約が存するところ、同条約は遡及効を持たないためそれ以前に発効していた B 規約の解釈に直接の適用はないが、それが国際慣習法として形成適用されてきた条約法の諸原則を成文化したものであることを考えると、B 規約の解釈に際しても一定の指針となり得るものというべきである」。

以上のことから、自由権規約の解釈にあたっては条約法条約の解釈規則に従いこれを行うべきである。そこで、条約法条約の解釈規則を概観するに、まず、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈する」（第 31 条 1 項）ことが基本とされる。この場合、「文脈」とは、①「条約文（前文及び附属書を含む。）」、②「条約の締結に関連してすべての当事国の間でされた条約の関係合意」及び ③「条約の締結に関連して当事国の 1 又は 2 以上が作成した文書であつてこれらの当事国以外の当事国が条約の関係文書として認めたもの」をいう（第 31 条 2 項）。また、文脈とともに考慮される事項として、①「条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意」、②「条約の適用につき後に生じた慣行であつて、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの」、③「当事国の間の関係において適用される国際法の関連規則」、そして、④「用語は、当事国がこれに特別の意味を与えることを意図していたと認められる場合には、当該特別の意味を有する」とされる（第 31 条 3 項及び 4 項）。

さらに、条約法条約第 32 条は、解釈の補助的手段を規定し、①以上の解釈規則に基づく解釈の意味を確認するため、又は、②以上の解釈規則に基づく解釈によても問題となる規定の「意味があいまい又は不明確である場合」、又は解釈規則に従って導き出された解釈による「明らかに常識に反した又は不合理な結果がもたらされる場合」には、「解釈

*2 規約人権委員会は、特に断りなしに条約法条約の解釈規則を適用している。例えば、*J. B., P. D., L. S., T. M., D. P., D. S. v. Canada*, Communication No. 118/1982, para.6.3, *S. W. M. Brocks v. The Netherlands*, Communication No. 172/1984, para.12.2, *L. G. Danning v. The Netherlands*, Communication No. 180/1984, para.12.2, *F. H. Zwaan-de Vries v. The Netherlands*, Communication No. 182/1984, paras. 12.2-12.3. カナダもオランダも、条約法条約そのものの発効以前に自由権規約を批准している。

*3 例えば、*Sovereignty over Pulau Ligitan and Pulau Sipadan (Indonesia v. Malaysia)*, Judgment, I. C. J. Reports 2002, para.37. そこで解釈の対象とされた条約は、1891 年の条約である。

*4 判例時報 1513 号 71 頁。

*5 判例時報 1597 号 115 頁。

の補足的な手段、特に条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができる」。

この解釈規則に関し、前記大阪高裁判決 1992 年 3 月 26 日判決⁶は 次のように要約する。「そして、同条約 27 条では、条約の不履行を正当化する根拠として国内法を援用できないことが、31 条 1 項では、条約の一般的解釈原則につき、文脈により、かつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈すべきことが、32 条では、文言が曖昧であったり、31 条に則った解釈によると明らかに常識に反した又は不合理な結果がもたらされる場合には、解釈の補足的な手段に依拠することができるところがそれぞれ規定されている」。要するに、条約法条約の解釈規則は、規約又は関係規定の趣旨・目的に照らした文言解釈を基本とし、補足的に条約の起草過程などの補助手段を援用することを認めるのである。

以上の解釈規則のうち、自由権規約第 9 条 1 項及び 4 項の解釈に関連するものとして、この意見書で援用するものをあらかじめあげておけば、①用語の通常の意味、及び②自由権規約又はその規定の趣旨・目的と、解釈規則にいう「文脈とともに考慮される事項」として記されているものそのものではないが、国際社会の一般的な傾向を示すものとして、③他の国際機関などの実行も参考にする。さらに、④解釈の補足的手段としての、規約起草過程での状況も援用する。

2. 委員会の規約解釈、すなわち、報告制度のもとで示される「一般的な性格を有する意見」(general comments. 以下「一般的意見」という。)⁷や「最終見解 (concluding observations)」、個人通報制度のもとで示される「見解 (views)」などにみられる委員会の規約解釈も当然に関連する。私自身は、条約の関連規定を「誠実に」解釈する（条約法条約第 31 条 1 項）際には、必ず委員会解釈を参照しなければならないものと理解をしているが⁸、一般的意見などの効力や規約解釈にもつ意義は高田 陽奈子氏の意見書の対象であるから、ここではこれ以上述べない。ただ、以下の論述にあたっては、委員会の規約解釈をもとに規約第 9 条解釈を検討する。その理由は、当該規約解釈が詳細かつまとまって提示されており、便宜的に、それをもとに検討していくことが有益であるからであり、委員会解釈を無批判に受け入れるためではない。

3. ここで問題とするのは、規約第 9 条 1 項第 2 文及び 4 項である。これらの条文の公定訳と英語正文は次の通りである。

第 9 条 1 項

1. すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない (Everyone has the right to liberty and security of person. No one shall be subjected to arbitrary arrest or detention. No one shall be deprived of his liberty except on such grounds and in accordance with such procedure as are established by law.) 。

第 9 条 4 項

4. 逮捕又は抑留によって自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうか

*6 判例時報 1513 号 71 頁。

*7 一般的意見を引用する場合には、GC と略称するが、この意見書で引用する一般的意見は「一般的意見 35」のみであるから、当該意見は単に GC 及び該当箇所のパラグラフ番号のみで引用する。例えば、「一般的意見 35 のパラグラフ 18」は、「GCpara.18」と引用する。

*8 村上正直『人種差別撤廃条約と日本』（日本評論社、2006 年）5 - 12 頁。また、次のものも参照。岩澤雄司「自由権規約委員会の規約解釈の法的意義」世界法年報 29 号（2010 年）50 頁以下。

かを遅滞なく決定すること及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、裁判所において手続をとる権利を有する（Anyone who is deprived of his liberty by arrest or detention shall be entitled to take proceedings before a court, in order that that court may decide without delay on the lawfulness of his detention and order his release if the detention is not lawful.）。

条約解釈は、正文によらなければならない。自由権規約のそれは、英語、フランス語、スペイン語、中国語及びロシア語である（第 53 条 1 項）。公定訳といえども日本語訳の一つであり、それに基づいて解釈を行うことはできない。しかし、第 9 条 1 項第 2 文にいう「恣意的」は、英語正文で arbitrary、仏語正文で arbitraire であり、これらはともに日本語の「恣意的」と訳して差し支えない。また、4 項における「裁判所（court）」や「遅滞なく（without delay）」、「合法的（lawfulness）」などの文言は、公定訳のそれでひとまず問題はない。従って、公定訳を用いて解釈をすすめる。

なお、第 9 条 1 項にいう detention は、身体拘束の最初から身柄解放までの期間における自由の剥奪をいう^{*9}。公定訳はこれを「抑留」と訳しているが、法律用語としての「抑留」は「比較的短期間の身柄拘束」を、「拘禁」は「より長期間の身柄拘束」を意味するとされる^{*10}。しかし、ここでは、抑留と拘禁は互換的なものとして用いることとし、公定訳を引用する場合などの他は、「拘禁」の訳語を用いる。それがより一般的な訳語であると思われるからである。

以下では、委員会解釈とその合理性の有無について評価を加えながら、第 9 条解釈を試みる。

*9 GCpara.13 を参照。

*10 長谷部恭男編『注釈日本国憲法（3）』（有斐閣、2020 年）331 頁（川岸令和執筆）

II. 委員会解釈とその検討

次に、項目を分けて委員会解釈を示し、その後、これを評価する。

1. 第9条1項に関する委員会解釈

(1) 恣意性の概念

逮捕又は拘禁が、国内法により許容されているにもかかわらず、恣意的な場合もある。「恣意性」の概念は、「法令違反 (against the law)」と同一視してはならず、「不適切性 (inappropriateness)」、「不正義 (injustice)」、「予測可能性 (predictability)」の欠如及び「法に基づく適正手続 (due process of law)」の欠如といった要素、並びに合理性、必要性及び比例性 (reasonableness, necessity and proportionality) の要素を含むよう、広く解釈されなければならない^{*11}。

入国管理の手続過程における拘禁は、それ自体が恣意的とはいえないが、当該拘禁は、諸状況に照らして合理性、必要性及び比例性 (reasonable, necessary and proportionate in the light of the circumstances) がなければならない。必要性とは、例えば、違法に締約国の領域に入った庇護希望者の場合には、入国やその主張の記録の作成や、身元の特定のためであり、また、その後の当該者の主張の審査中の拘禁のためには、当該者の逃亡の蓋然性、他者に対する犯罪の危険又は国の安全保障に反する行為の危険といった事情をいう^{*12}。

(2) 拘禁決定及び拘禁継続決定の際の考慮要素

拘禁及び拘禁継続の決定に際しては、事案ごとに関連要素を考慮しなければならない^{*13}。関連要素のなかには、被拘禁者の精神状況や、身体的又は精神的健康に対する抑留の影響も含まれる^{*14}。

(3) 代替措置

拘禁の決定に際しては、逃亡を防止するための報告義務、身元引受人又はその他の条件など、同じ目的を達成する上でより権利侵害の小さい手段を考慮に入れなければならない^{*15}。拘禁の代替措置の検討が不可欠であり、より侵害的ではない方法がないことを証明しない場合には、拘禁は恣意的なものとなり得る^{*16}。

*11 GCpara.12.

*12 GCpara.18.

*13 GCpara.18.

*14 GCpara.18, *F.J. et al. v Australia*, Communication No. 2233/2013, para.10.3, *M.M.M. et al. v. Australia*, Communication No. 2136/2012, para. 10.3。なお、*F.J. et al. v Australia*では、拘禁により被拘禁者が精神疾患を発症した事例において、規約第7条違反を認定している。次のようにある。

「委員会は、第7条及び第10条1項に基づく通報者の主張と、締約国がこの点に関して提供した情報（入管収容中の者に提供される医療サービス及び精神的支援サービスを含む。）に留意する。しかし、委員会は、これらのサービスは、本人に通知することさえできない、無期限の拘禁の長期化が被拘禁者の精神的健康に与える可能性がある悪影響に関する、議論の余地のない主張の効力を取り除くものではないと考える。これらの申立ては、通報者の幾人かに関する医学報告によって確認されている。委員会は、通報者の長期の拘禁の恣意的性格と無期限の性質、通報者らへの情報提供と手続上の権利の拒否、拘禁の困難な状況が累積的に重なり、通報者らに深刻な精神的危害を与え、これが規約第7条に反する取扱いとなると考える。この認定に照らして、委員会は、規約第10条1項に基づく同様の主張を検討することはしない。」(para.10.6)

*15 GCpara.18.

*16 *C v. Australia*, Communication No. 900/1999, para.8.2, *Omar Sharif Baban et. al. v. Australia*, Communication No. 1014/2001, para.7.2, *Ali Aqsar Bakhtiyari et. al. v. Australia*, Communication

(4) 定期的な審査

拘禁及びその継続の決定は、定期的な再評価及び司法審査を受けなければならない^{*17}。特に、継続的で長期に及ぶ拘禁について、拘禁は、それを正当化する理由を提示することができる期間に限られるべきであり、それを越えて継続されるべきではない^{*18}。そのため、拘禁の継続の可否を定期的に審査されるべきである^{*19}。また、長期に及ぶ拘禁のために精神疾患に罹患した者について、その精神疾患が、その者の拘禁の迅速かつ実質的な再検討を行うべき十分な理由となる^{*20}。

(5) 拘禁理由の個別性

拘禁の理由に関し、拘禁理由が抽象的・一般的なものであってならず、特定個人に特有の事情を示さなければならぬ^{*21}。すなわち、収容の可否は個人毎に判断されるべきものであり、拘禁制度を設けた一般的な理由をあげるだけでは足りず、個人特有の理由が示されない場合には、収容は恣意的なものとなる^{*22}。

2. 第9条4項に関する委員会解釈

(1) 第9条4項の趣旨

第9条4項は、人身保護令状（habeas corpus）の原則を規定したものである^{*23}。特に、行政機関による自由の剥奪の決定があれば必ず裁判所による再審査の途がなければならぬ^{*24}。

(2) 「裁判所」の意義

4項は、個人に対して、「裁判所」において手続をとる権利を与えているが、ここにいう「裁判所」とは、通常、司法府内の裁判所であるべきである。例外的に、それ以外の機関が判断を行う場合には、当該機関は法律によって定められていないはず、行政府及び立法府の機関から独立しているか、あるいは司法的な性格を有する手続において法的事項を決定する際に司法府の独立性を享受しているかのいずれかでなければならない^{*25}。すなわち、審査機関は、十分な独立性、公平性及び手続的に欠陥のないことが必要である

No. 1069/2002., para.9.3.

*17 GCpara.18.

*18 *A v. Australia*, Communication No. 560/1993, para.9.4, *C v. Australia*, op., cit., para.8.2, *Omar Sharif Baban et. al. v. Australia*, op., cit., para.7.2, *Ali Aqsar Bakhtiyari et. al. v. Australia*, op., cit., paras.9.2-9.3.

*19 *A v. Australia*, ibid., para.9.4.

*20 *Shafiq v. Australia*, Communication No. 1324/2004, para.7.3. また、収容期間中に精神疾患を発症した被収容者に関し漫然と収容を継続した場合に第9条1項違反を認定したものがある (*C v. Australia*, ibid., para.8.2)。逆に、収容時に精神状況に問題はみられず、その1年後に精神状態が悪化した時点で医師の助言に従い通報者を自宅拘禁に切り替えた事例において、委員会は、拘禁によって通報者の精神状態の悪化したことに対する懸念を表明しながらも、締約国が、収容時において通報者の精神状態の悪化を予見することはできなかったとして、第9条1項の違反はないとした (*Francesco Madafferri and Anna Maria Immacolata Madafferri v. Australia*, Communication No. 1011/2001, para.9.2)。委員会が規約違反を認定しなかった要因の一つは、自宅拘禁という代替措置に切り替えたことにあるといえよう。

*21 GCpara.18.

*22 *A v. Australia*, op., cit., para.9.4.

*23 GCpara.39.

*24 *Antti Vuolanne v. Finland*, Communication No. 265/1987, para.9.6.

*25 GCpara.45.

*26。

(3) 裁判所の審査の及ぶ範囲

「違法な」拘禁には、国内法に違反する拘禁及び規約第9条1項その他の関連条項の要件に抵触する拘禁の双方が含まれる²⁷。また、開始時には適法であったが、個人が拘禁刑の服役を終えたこと又は拘禁を正当化していた諸事情が変わったことにより、後に違法となった拘禁も含まれる²⁸。

(4) 裁判所の権限

合法性審査の結果、違法な拘禁があると判断される場合には、裁判所は、被拘禁者の釈放を命ずる権限をもつことが必要である²⁹。

(5) 迅速性

裁判所の決定はできる限り迅速になされる必要がある³⁰。しかし、一律にその期間を設定することはできず、事案毎に評価される³¹。例えば、委員会は、フィンランドの内務大臣の決定に対する通報者の異議申立と、最高行政裁判所の決定との間に3ヶ月の期間があったことについて、「この期間は原則として長すぎる」としている³²。

3. 委員会解釈の評価

ここでは、規約人権委員会の規約解釈の合理性の有無を検討し、そのなかで被告の主張の妥当性をも検討する。

(1) 委員会の規約解釈の意義について

(a) まず、被告の規約解釈について次の2点を指摘しておく。第1に、被告は、一般的意見35が「法的拘束力を有するものではない」ことを指摘する（答弁書22頁、53頁、準備書面(3)5頁、準備書面(4)4頁など）。この理解には異論もありうるが、それはおくとしても、ここでは、その法的拘束力の有無を主張しているのではなく、それが規約解釈においてもつ意義を問題としている。この点で、大阪地裁2004年6月9日判決³³の次の指摘は正当である。規約人権委員会の「ゼネラルコメント…ないし上記各國際連合決議が

*26 *Rameka v. New Zealand*, Communication No. 1090/2002, para.7.4. 委員会が判断したものとしては、例えば、軍の規律手続に従って拘禁命令を受けた軍構成員の事案について、上級の将官に拘禁決定の再審査を認める手續が第9条4項にいう「裁判所」とはいえないとしたものがある (*Antti Vuolanne v. Finland*, op., cit., para.9.6.)。また、拘禁命令に対する内務大臣への異議申立手續は、4項の義務を満たさず、4項が想定する手續は、「より高い程度の客觀性と独立性」を有する必要があるという (*Mario I. Torres v. Finland*, Communication No.291/1988, para.7.2)。

*27 GCpara.44.

*28 GCpara.42.

*29 *A v. Australia*, op., cit., para.9.5, *C v. Australia*, op., cit., para.8.3, *Omar Sharif Baban et. al. v. Australia*, op., cit., para.7.2, *Ali Aqsar Bakhtiyari et. al. v. Australia*, op., cit., para.9.4.

*30 GCpara.47.

*31 *Mario I. Torres v. Finland*, op., cit., para.7.3.

*32 *Mario I. Torres v. Finland*, ibid. なお、委員会は、「犯罪人引渡法に基づきヘルシンキ市裁判所が2週間おきに通報者の拘禁を審査したことに留意」し、「かかる審査が規約第9条4項の義務を満たす」と認定した。*Mario I. Torres v. Finland*, ibid., para.7.4. また、文脈は異なるが、通報者が、裁判官のもとに連れて行かれるまでに5週間ほど経過した場合に、これを第9条4項違反と認定した例がある。*Kelly v. Jamaica*, Communication No. 253/1983, para.5.6.

*33 判例時報1858号79頁。

その締約国ないし国際連合加盟国に対して法規としての拘束力を有するものではなく、ゼネラルコメントをB規約の解釈の参考とする際には各国の歴史、伝統等の背景事情を踏まえるべきことは被告が指摘するとおりであるが、かかる拘束力の有無とB規約の解釈に当たって参考とされるか否かとは別個の問題であるし、B規約14条3項が、我が国の憲法も採用する法の支配の理念及びその内容たる適正手続の要求にも適合するものであることからすれば、日本国歴史、伝統等の背景事情を踏まえたとしても、少なくともB規約14条3項の解釈に当たり、ゼネラルコメントが相当程度参考とされるべきであることには変わりはない。

この点、被告も、一般的意見には法的拘束力はないとしつつ、「自由権規約の解釈・実施に当たって参考として取り扱われる」ことを認めている（答弁書53頁）。従って、裁判所においても、上記大阪地裁判決が明快に述べるように、最低限、規約人権委員会の規約解釈を「相当程度参考」とするべきであり、さらに、高田陽奈子氏の意見書にあるように、委員会解釈の意義を判断すべきであろう。

(b) 第2に、原告らも引用する上記一般的意見35は2014年に採択されたものであるが、そこで示された規約解釈は同年になってはじめて一般的・抽象的に展開されたものではない。規約人権委員会は、個人通報制度における諸事案について、具体的に解釈を展開してきた。そして、個人通報制度もとで委員会が示す「見解」は、事実認定、適用法規の発見と解釈、その当てはめによる結論の提示といった、裁判と同様の手順で示されるものである。準司法手続のもとでの判断であるといつてよい。規約人権委員会は、特に入管事案についての第9条解釈を1990年代から四半世紀にわたって常々と積み重ねてきたのであって、一般的意見35は、そのような解釈の集大成という意義を有する^{*34}。すなわち、上記の解釈は、規約人権委員会において確立しきった解釈であるし、その後も引き継がれ、具体的な事案の判断において引用されている^{*35}。

なお、被告は、日本が個人通報制度を定める第1選択議定書の当事国ではないと指摘する（準備書面(4)4頁）。しかし、ここでは日本がその当事国であるか否かを問題としているのではなく、一般的意見35で示された解釈が、委員会の確立した解釈であることを示すことが目的である。また、日本には個人通報制度は適用されないが、一般的意見は規約当事国一般に宛てられたものであり、日本も当然に向けられたものである。従って、個人通報制度に基づく「見解」も日本と無関係ではない。

(2) 規約第9条1項及び4項解釈について

(a) ここでもまず、被告の第9条1項解釈を検討しておく。第9条1項に関し、被告は、次のようにいう。「自由権規約第9条1の『すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない。』との規定からすれば、当該規定は法律に定める理由及び手続によらない自由の剥奪を禁じていると解される」ところ、「退去強制手続における収容は、国内秩序の維持という高度の公益性を有し、法律に定める理由及び手続による身柄拘束の手段である」とする（答弁書51頁）。これによれば、第9条1項は、「法律に定める理由及び手続による身柄拘束」を容認し、本件収容が入管法という日本の国内法に基づいて行われたものであるから、同条に違反しないという。

また、被告は、原告の主張、すなわち、規約第9条1項の「『恣意性』の概念は、『法に反して』と同義に扱われるべきものではなく、より広範に解釈され、不適当、不公正、予測可能性の欠如、法の適正手続の欠如のほか、合理性、必要性、比例性を含めて解釈す

*34 その一端は、同意見の注において引用されている個人通報事案から明らかであるが、より詳細には村上正直「入管収容と自由権規約」前掲を参照。

*35 例えば、最近の事例として、2021年のA.S. v. Australia, Communication No. 2900/2016, para.8.3がある。

べき」との主張に対して、当該解釈を展開する一般的意見 35 が「法的拘束力を有するものではない」ことのみならず、「自由権規約第 9 条 1 にはかかる解釈を導く明文の規定は見当たらない」と反論する（例えば、答弁書 22 頁や準備書面(3) 4 頁）。

このような解釈及びその根拠には問題がある。少なくとも次の 2 点を指摘できよう。第 1 に、第 9 条 1 項は、3 文により構成される。すなわち、①「すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する」こと、②「何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない」こと、及び③「何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない」ことである。被告の解釈は、第 9 条 1 項があたかも、③の第 3 文しか存在せず、第 1 文及び第 2 文は不要の規定であるかのような解釈である。しかし、それぞれの規定は、固有の規定内容をもつものであり、また、もつように解釈しなければならない。そうでなければ、わざわざ規定を設けた意味がないからである。この点、例えば、ごく抽象的・一般的な規定と思われる①については、例えば、公務員の暴行・傷害行為であって、規約第 7 条にいう拷問や非人道的取扱い、品位を傷つける取扱いにまでには至らないものは、この第 1 文によってカバーされる。これが第 1 文の固有の規定内容である。それと同様に、②は、③を含み、さらに広範な内容を含み得るし、また含むように解釈しなければならない。

それは、第 9 条又はその 1 項の趣旨・目的の考慮からも導かれる。第 9 条又はその 1 項は、恣意的な公権力の行使から個人を保護することであり、しかも、そこで保護されるべき権利・自由は、生命に対する権利（規約第 6 条）に次ぐともいわれる身体の自由であるから、公権力の行使を厳格かつ広範に規制するべきなのである。この点に関し、東京地裁 2002 年 12 月 27 日判決^{*36}は次のように述べる。「本件退令に基づく収容により申立人が被る損害は、収容による身柄拘束を受けることであるが、身柄拘束自体が個人の生命を奪うことには次ぐ人権に対する重大な侵害であり、精神的・肉体的に重大な損害をもたらすものであって、その損害を金銭によって償うことは社会通念上容易でないというべきである。」。そして裁判所は、「元来、我が国の法体系下において、このように重大な制約を及ぼす行為を単なる行政処分によって行うこと自体が異例」であると指摘する。

このような認識を出発点とするならば、国内法に従っていれば第 9 条 1 項が遵守されるという解釈はあり得ない。なぜなら、そうであれば、当該国内法の内容はおよそ問われないことになり、それこそ恣意的な国内法が適用され、個人の保護は大幅に削減されることになりかねないからである。第 9 条は、そのような、国内法との形式的な適合性のみを保障するにすぎないと解釈することはできない。なお、被告は、この点に関する国内法の「合理性」を縷々説明するが、後に述べるように説得力はない。

このように、被告の規約第 9 条 1 項解釈は、他の条文との関係という意味での「文脈」を考慮した解釈、及び規約及び第 9 条の趣旨・目的の観点からする解釈からみて支持することはできない。この点を含め、第 9 条 1 項にいう恣意性の概念については、下記 II 3 (3) で検討する。

(b) 第 2 に、被告は、一般的意見 35 が述べるような解釈を導く明文規定はないという。しかし、一般に、憲法や自由権規約の規定は高度に抽象的であり、明文規定がなければそのような権利・自由を導くことができないというのであれば、日本国憲法においては、例えば、知る権利もプライバシーの権利も保障の範囲外ということになりかねない。法文には多かれ少なかれ解釈作業が必要であるし、特に抽象的・一般的な憲法や自由権規約の規定の解釈においては、そうである。被告がこれを第 9 条 1 項解釈として主張しようというのであれば、それはあまりに単純であり、支持できない。被告の第 9 条 1 項解釈は妥当ではない。なお、恣意性の概念に関し、これが合法性のみならず、不正義や予見不可能性、非合理性、気まぐれさ、比例性の欠如及び適正手続の欠如といった要素を含むものであるとする解釈は、条約法条約にいう解釈の補足的手段である規約起草過程からも確認することができ、この点からも被告の解釈は妥当ではない。このことも次の II 3 (3) で検討す

*36 判例時報 1771 号 76 頁。

る。

(3) 次に、規約人権委員会の解釈の合理性の有無を検討する。第1に、恣意性の概念や拘禁の必要性・比例性などに関する委員会の規約解釈についてである。

(a) 恣意性の概念に関しこれを広範に解すべきとする委員会解釈については、前記のように、第3文と第2文とを同一視する被告の解釈は妥当ではない。第9条1項第2文と第3文は異なる内容を規定するものであり、両者をあわせてみると、拘禁が許容されるのは、それが合法であり、かつ、恣意的でない場合であるということになる^{*37}。そして、この解釈は、規約の趣旨目的及び文脈からみた規約解釈として支持される。さらに、この解釈は、解釈の補足的手段とされる規約起草過程からも確認される。すなわち、規約の起草過程では、恣意性と不法性を同一視する見解があったものの、この立場は少数であり、多数は、前記のように恣意性の概念が、不法性の概念を超えて、不正義や予見不可能性、非合理性、気まぐれさ、比例性の欠如及び適正手続の欠如といった要素を含むものであるとの立場をとった。そして、「恣意的」という言葉を削除する旨の動議は採択されなかつた^{*38}。委員会解釈は、このような経緯をも踏まえたものであった^{*39}。

(b) 次に、より具体的に拘禁の合理性、必要性、比例性及び個別性を求める委員会解釈はどうか。これら要件を課す趣旨・目的は、要するに、身体の自由の制限が必要最小限度でなければならないというものであろう。恣意性の概念として、これを広範に解るべきとしていることと軌を一にする。すなわち、必要性について、拘禁が恣意的ではないためには、入国当初においては入国の経緯や身元特定のためといった理由が必要であり、それが判明した後にさらに拘禁を継続するためには、逃亡の可能性や他者又は国・社会への危害の可能性などの理由が必要となる。また、拘禁を行う目的と同一の目的を達成するために、より侵害的でないその他の措置の有無を検討しなければならないとする比例性の要件を強調するのも、そのためである。先にみたように、身体の自由の制限は、生命に対する権利に次ぐ重大な人権の制約となるため、制限の必要最小限度性の要請は必須であるといえ、その点で、委員会の規約解釈には合理性がある。

さらに、拘禁の合理性・必要性・比例性・個別性を求める委員会解釈は、基本的に他の国際実行とも合致する。この点については、例えば、国連難民高等弁務官事務所

(UNHCR) の「庇護希望者の拘禁及び拘禁の代替措置に関して適用される判断基準及び実施基準についてのガイドライン」(2012年)は、その時点までのUNHCRの見解の集大成であるが、規約人権委員会の解釈と基本的に同じである。また、ヨーロッパでは、「国際的保護の申請者の処遇のための基準を定める2013年6月26日付けの欧州議会及び理事会指令(Directive 2013/33/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 laying down standards for the reception of applicants for international protection)」第8条も、収容の要件として、拘禁は必要性がある場合に限られ、その評価は個人ごとになされるべきこと、他のより強制的でない代替措置が存在しないことをその要件としてあげている(同条2項)。さらに、恣意的拘禁作業部会の「移住者の自由の剥奪に関する改訂審議結果第5号」(2017年)や日本に関する意見(2020年)、「安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト(Global Compact for Safe, Orderly and Regular Migration)」(2018年)も、ともに委員会の規約解釈と一致する。すなわち、委員会解釈は、他の国

*37 W.A.Schabas, *U.N. International Covenant on Civil and Political Rights* (3rd ed., N.P.Engel, 2019) p.247.

*38 W.A.Schabas, *ibid.*, pp. 243, 245 and 249.

*39 委員会は、「第9条1項の起草過程は、恣意性が、法律違反と同一視されるのはなく、不適切性、不正義及び予測可能性の欠如の要素を含む、より広範に解釈されなければならないことを確認している」とする。委員会は、未決拘禁のケースではあるが、第9条1項に関し逃亡、証拠隠滅、再犯を防止する「必要性」を充たす必要がある旨指摘している。*Alphen v. the Netherlands, Communication No. 305/1988*, para.5.8.

際実行からも支持されるのであって、規約解釈においてこれらを援用して解釈することも妨げられない。

以上のように、委員会解釈は、規約及び規約第9条の趣旨・目的に照らした文言解釈、国際社会の一般的動向から支持され、かつ、解釈の補足手段である規約起草過程からも確認されるのであって、その根拠は十分にあるといえる。

(4) 次に、定期的再評価の必要性についてである。拘禁が相当期間にわたって継続する場合には、時の経過とともに、拘禁を必要とする事情が消滅し、又は、拘禁の継続が不適切となる場合があり得る。拘禁を行う当局は、拘禁の必要性に関する定期的な見直しが必要であり、また、拘禁の継続の可否にかかる事情が生じた場合には、適宜、拘禁の継続の妥当性について審査する必要があろう。必要のない拘禁はあってはならないのであって、そのための制度的担保は不可欠である。

(5) 第9条4項の委員会解釈には特に異論はないであろう。ただ、注意されるべき点を挙げておけば、裁判所による合法性審査は、国内法に違反するか否かの他にも、規約第9条1項その他の規約の各条項との抵触の有無にも及ぶとしていることである。このことは、日本において自由権規約が国内的効力を有し、その効力において入管法の上位法にあたることからすると、論理的には当然のことである。

(6) 以上の検討からすると、委員会による第9条1項及び4項解釈は、解釈としての合理性を有し、妥当である。従って、本件の評価は、委員会解釈によるべきことになる。

III. 本件に関する検討

1. 以上のように、委員会の規約解釈には合理性がある。本件では、収容に先立ち、原告ら個人の拘禁の必要性や代替措置の不充分さなどが検討された形跡はない。当然である。被告が日本の入管法が採用していると主張する、「原則収容主義」（全件収容主義）は、拘禁の合理性や必要性、比例性、個別性といった要請をはじめから問題としていないからである。前記のように、原則収容主義をこのまま維持することは困難である。

この点、被告は、退去強制令書に基づく拘禁について、いわゆる在留活動禁止の趣旨がある旨を主張する（例えば、答弁書44頁や51頁など）。また、「実際の運用上も、個別の事情に基づき、逃亡、証拠隠滅及び不法就労のおそれ等を考慮し、収容の必要性が認められない者については、退去強制手続の当初から仮放免を許可し、実際に収容することなく手続を進めている」という（答弁書52頁）。そして、入管法の規定及び実際の運用からみて、「原則収容主義に基づく収容性が合理性を欠いた恣意的なものであるなどと言うことはできないし、収容の手続についても法定されており、また、司法上及び行政上の救済手続が保障されている以上、退去強制令書の執行に基づく収容に当たり恣意性が入り込む余地はない。原則収容主義を前提とし入管法の規定自体が自由権規約第9条1に反する余地はない」とする（答弁書52頁）。

しかし、在留活動禁止説に基づく原則収容主義は、委員会解釈と正面から衝突するのであって、規約人権委員会の第9条1項解釈の合理性を確認した今、原則収容主義が容認される余地はない。自由権規約は入管法の上位法にあたるから、規約の規定が優先的に適用されることは当然である。

また、被告は、原則収容主義の規定をはじめ、入管法の関係規定が合理的で、恣意性が入り込む余地ないと主張する。単に国内法上の形式的適合性のみならず、内容的にも合理性があると主張しているようである。しかし、ここで被告が述べる「合理性」は、委員会が展開する解釈のなかで示されている合理性とは異なる。例えば、委員会は、収容をするか否かの判断の当初から、収容の必要性の要件を満たしていることを要求しているのであって、それをはじめから求めていない原則収容主義は、規約人権委員会の解釈とは相容れない。

この点、被告は、実際には、収容の必要性を考慮した運用をしているという。しかし、被告が強調するように、仮放免の許否の判断は、行政庁の広範な裁量に委ねられている。このような制度は、「不必要的収容」を回避する措置として十分なものであるとはいえない、また、実際に被告のいうように運用されているかどうかを客観的に確認しうる仕組みもない。このようなことからすると、仮放免制度は、規約人権委員会の解釈を満たす制度とはいえない。なお、司法上の救済措置に関する主張については、下記のⅢ4で述べる。

以上のことから、次のように結論することができる。すなわち、本件収容は、その収容の当初から、また、収容中において、拘禁の必要性の有無を検討していないこと、及び拘禁に代わる代替措置の採否を検討していないこと、以上により、本件収容は、恣意的拘禁であり、規約第9条1項に違反する。

2. 拘禁の定期的再評価及び司法審査については、そもそも、そのような制度が存在しないので、規約第9条1項違反である。また、本件原告らは、入管収容中に身体的・精神的健康を害しており、医師による診断書も存在している。原告らの健康状態の悪化に直面して収容の継続の可否を審査又は再評価することなく収容を継続することが規約違反となり得ることは、委員会の示すとおりである^{*40}。また、原告らの健康状態の悪化に十分に対処したことを立証する責任は収容する側にあり、この責任を果たすことができなければ、規約第9条1項違反となる。このような「立証責任の転換」は、規約人権委員会がその発足当初から主張してきたものであり、要は密室で行われることを被収容者側に全面的に立証させるのはなく、他の被収容者の証言や診断書などの証拠がある場合には、それを手がか

*40 前記註19を参照。

りに立証責任を収容する側に転換するというのである^{*41}。被収容者の身体的・精神的健康に対して責任を負うのはもともと収容する側にあり、また、密室における証拠の入手は部外者にはきわめて困難なことを考えれば、合理的な判断であろう。

3. 第9条4項に関し、被告は、被収容者は、人身保護法又は行政事件訴訟法に定める手続により、これらの適法性について裁判所の判断を求めることが可能であるという（答弁書64頁など）。これは日本国政府が規約人権委員会の場でも主張していることである^{*42}。そこで、人身保護法及び行政事件訴訟法で第9条4項の要求が満たされているかどうかを検討する。

まず、人身保護法は、「不当に奪われている人身の自由を、司法裁判により、迅速、且つ、容易に回復せしめることを目的」（第1条）とし、「法律上正当な手続によらないで、身体の自由を拘束されている者は、この法律の定めるところにより、その救済を請求することができる」とする（第2条）。しかし、周知のように、人身保護規則第4条は、

「法第2条の請求は、拘束又は拘束に関する裁判若しくは処分がその権限なしにされ又は法令の定める方式若しくは手続に著しく違反していることが顕著である場合に限り、これをすることができる」とし、実際には、この規則の通りに運用されている^{*43}。退去強制手続における収容が、権限なしにされたり、法令の定める方式・手続に「著しく違反していることが顕著である」場合は、ほとんどないであろう。実際にも、入管収容について人身保護法は機能していない。また、前記の「裁判所の審査の及ぶ範囲」（II 2 (3)）にいう規約第9条1項違反などの実質要件に抵触する拘禁に対して審査は及ばない。従って、人身保護法は規約第9条4項に適合的な方法ではない^{*44}。

*41 例えれば、1982年に「見解」が採択された、*Irene Bleier Lewenhoff and Rosa Valiño de Bleier v. Uruguay, Communication No. 30/1978*では、委員会は次のように述べている。「立証責任については、通報者にのみ立証責任を負わせることはできない。それは、特に、通報者と締約国とが、証拠の利用可能性が必ずしも同じ程度にあるわけではないことを考えれば、そうである。選択議定書第4条2項の含意するところは、締約国及びその当局に対してなされた規約違反のすべての申立てについて、誠実にこれを調査し、締約国が入手した情報を委員会に提供する義務があるということである。それは、とりわけ、かかる申立てが通報者から提出された証拠によって裏付けられている場合はそうである。本件のように、通報者が、中身のある目撃証言（substantial witness testimony）によって裏付けられた申立てを委員会に提出し、事案のより一層の明確化がもっぱら締約国の手の中にある情報に依存するような場合であって、締約国から提出される、通報者とは逆の、満足のいく証拠や説明がないときには、委員会は、かかる申立ては証明されたものとみなすことができる」（para.13.3）。

*42 CCPR/C/JPN/5, para.164。また、CCPR/C/10/Add.1, p.17。

*43 最高裁判所1954年4月26日判決、民集8巻848頁。

*44 実際、委員会は、日本に対する「最終見解」において、「人身保護法に基づく人身保護規則第4条が、人身保護命令書を取得するための理由を(a)拘束状態に置くことについての法的権限の欠如及び(b)デュー・プロセスに対する明白な違反、に限定していることに懸念を有する。また、それは他のすべての救済措置を尽くしたこととを要求している。委員会は、同規則第4条が、拘束の正当性に対抗するための救済措置としての効果を損うものであり、したがって、規約第9条に適合しないと考える。委員会は、締約国が同規則第四条を廃止するとともに、人身保護請求による救済についていかなる限定や制限なしに完全に効果的なものとすることを勧告する」としている（CCPR/C/79/Add.102, para.24）。これに対して、日本は、「第4回報告に対する最終見解については最高裁判所にも配付しているところ、最高裁判所においては、「最終見解」の第24段落において示された人身保護規則第4条の規定の廃止等の要否について、このような人身保護法の趣旨に従い、また、人身の自由を保護する他の制度との関連を踏まえつつ、今後とも慎重に検討がなされるものと承知している」と述べる（CCPR/C/JPN/6, para.173）。しかし、今まで、人身

次に行政事件訴訟法による手続はどうか。収容令書又は退去強制令書の取消訴訟を検討するに、第9条4項は、裁判所が収容が合法的であるかどうかを「遅滞なく」決定することを求めており、収容令書又は退去強制令書の取消訴訟が「遅滞なく」行われる保証はない。また、執行停止申立は、迅速な決定を期待することができる可能性があるが、執行停止の要件が問題となる。行政事件訴訟法によれば、まず、執行停止は「処分の取消しの訴えの提起あった場合」に限定される。また、その要件は、①「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要がある」こと（行訴法第25条2項）。「重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案」される。同条3項）、②「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある」とのこと、及び③「本案について理由がないとみえるとき」ではないことが必要である（第25条4項）。規約第9条4項が求めることは、拘禁の合法性に関する決定であり、重大な損害が生じていることが求められるわけではない。また、そもそも本案である収容令書又は退去強制令書の違法性に依存するものではなく、身柄の収容そのものが違法であるかどうか（規約第9条1項との適合性を含む）が求められる。すなわち、退去強制令書の発付が合法であったとしても、それに基づく収容は違法であるという場合は存在し得るのであって、退去強制令書又はその前提となる在留特別許可を与えないとする裁決の合法性の有無に左右されるものではないのである。従って、行訴法上の取消訴訟に伴う執行停止申立が、第9条4項に適合的な方法であるとはいはず、被告の主張には理由がない。

また、被告は、原告らが、仮放免延長許可申請に関して、同許可の義務付けを求める訴えを提起したことをもって、「原告らは、原告らの本件各収容が合法的であるかどうかを裁判所が遅滞なく決定することができるよう、裁判所において手続をとる権利を保障されており、実際にその権利を行使していたものといえる」とする（答弁書64頁）。

この点について検討するに、義務付け訴訟の主な要件は、①重大な損害を生ずるおそれがあること、②その損害を避けるため他に適当な方法がないこと（行訴法第37条の2第1項）であり、その仮の義務付け訴訟の要件は、①償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があること、②本案について理由があるとみえること（第37条の5第1項）、③公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないこと（同条第5項）などである。仮放免の義務付け訴訟が、収容の合法性を争う訴訟形態ではなく、一時的にそれを解くことを求めるものにすぎないこと、また、仮の義務付け訴訟も、本案について理由があると認められることなど、退去強制令書の取消訴訟及びその執行停止申立よりも、さらに厳格な要件を課している。そうすると、例えば、被拘禁者の病状の悪化によって直ちに収容を解き、入院等の医療措置をとらなければ被拘禁者の生命の危機が切迫しているといった場合のように、きわめて例外的な場合においてしか機能しないであろう。そうであれば、この形態の訴訟は、規約第9条4項が求め、また、日本の人身保護法が本来想定していたような単純な合法性審査とはいはず、第9条4項に合致した司法審査の方法ではない。従って、原告らがこの形態の訴訟を実際に試みたとしても、それによって第9条4項に基づく権利を行使したとはいえない。

4. 最後に、この司法上の救済措置との関係で、前記の東京地裁2002年12月27日判決^{*45}に再度触れておきたい。同判決は、前記のように、退去強制令書に基づく身柄拘束が個人の生命を奪うことに次ぐ人権に対する重大な侵害であり、精神的・肉体的に重大な損害をもたらすことであること、日本の法制度において、「このように重大な制約を及ぼす行為を単なる行政処分によって行うこと自体が異例」であることを指摘する。そして、このような措置に対する裁判所の役割について次のように述べる。すなわち、①退去強制令書に基づく身柄拘束に「直接携わる行政機関はもとより、その適否を審査する裁判所においても、この処分の取扱いには慎重の上に慎重を期すべき」であるとし、さらに、②退去強

保護規則の改正などの措置はなされておらず、最高裁に丸投げされたままである。

*45 判例時報1771号76頁。

制令書に基づく身柄拘束が、令状主義によっていないことについて、「そもそも、退去強制令書に基づく身柄拘束については、前記のように我が国の法制度下において、刑事手続においてすら身柄拘束のためには令状主義により司法審査を経ることが原則とされていることに照らせば、司法審査を経ずに行政庁が行政処分として身柄拘束をすることことが許されていること自体で極めて例外的な制度であるといわざるを得ず、そのような類型の処分については、身柄拘束をともなう処分の執行停止の要件を充たす可能性が結果として類型的に高くなるとしても、何ら不合理なことではない」という。

このような、重大な権利・自由に対する例外的な制度に対して統制を加えることができる唯一裁判所であるし、厳格な解釈と審査が必要とされる。すなわち、第9条1項解釈にあっては、明文規定を無視し、形式的な国内法適合性のみを問題とする解釈を探るべきではない。およそ権利の制限は必要最小限でなければならないという、当然のことを前提として解釈されるべきである。また、第9条4項違反の有無の判断とは無関係の高いハードルによって司法上の救済を受けることができないようにすることがあつてはならない。身柄拘束が規約第9条1項に違反するのであれば、その拘束は解かれ、身柄は解放されなければならない。

5. 以上の検討から、本件収容は、自由権規約第9条1項及び同4項に違反し、原告らには規約が求める救済措置がとられなければならない、ということになる。

以上

村上 正直（むらかみ まさなお） 大阪大学 名誉教授

【学歴】

1956年（昭和31年）9月25日 京都市生まれ
1980年（昭和55年）3月 大阪大学 法学部 卒業
1982年（昭和57年）3月 大阪大学 大学院 法学研究科
公法学専攻 前期課程 修了
1986年（昭和61年）4月 大阪大学 大学院 法学研究科
公法学専攻 後期課程 単位修得・退学

【職歴】

1986年（昭和61年）5月 大阪大学 法学部 助手
1990年（平成2年）4月 新潟大学 法学部 助教授
1994年（平成6年）4月 大阪大学 法学部 助教授
1994年（平成6年）6月 大阪大学 大学院 国際公共政策研究科 助教授
2003年（平成15年）1月 大阪大学 大学院 国際公共政策研究科 教授
2014年（平成26年）4月 大阪大学 大学院国際公共政策研究科 研究科長
2022年（令和5年）4月 大阪大学 名誉教授 大阪大学 大学院国際公共政策研究科
招へい教授

【学位】

法学士、修士（法学）（大阪大学）、
博士（国際公共政策）（大阪大学）

【専門】

国際法、特に人権の国際的保障

【所属学会】

国際法学会、世界法学会、国際人権法学会